

## 公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 教育部

指摘事項等			措置状況等	
指摘事項	事務 監査	広報 事務	本市の公式ホームページ内で各学校の情報を掲載しているが、内容が更新されず、数年前のままのものがある。	ご指摘を踏まえ、平成29年度当初に校長会等を通じて、HPの効果・役割・重要性について周知し、更新完了しました。今年度も同様に文書で通知をしており、6月末までに未更新の学校があれば個別に指導を行う予定です。